

公益財団法人

日本バウンドテニス協会

大会開催運営規程

公益財団法人 日本バウンドテニス協会 大会開催運営規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、公益財団法人日本バウンドテニス協会（以下本会という）および都道府県バウンドテニス協会（以下都道府県協会という）が主催または主管するバウンドテニス大会の開催および運営に関し、必要な事項を定める。

第2章 大会の開催

第2条 本会が主催する年次大会は、次のとおりとする。

- (1) 全日本バウンドテニス選手権大会
- (2) 日本バウンドテニスゴールド大会
- (3) 各ブロック・バウンドテニス親善交流大会
- (4) 各ブロック・バウンドテニス選手権大会
- (5) その他本会が主催する必要があると認めた大会

第3条 都道府県協会がその活動地域内において主催する各種バウンドテニス大会（以下単に大会という）の開催の要領については、この規程に定めるもののほかは、当該都道府県協会が決定する。

第4条 都道府県協会は、活動地域外に居住している者も参加できる大会を主催する場合には、参加募集を行う地域の都道府県協会および本会に対し、事前に大会要領を通知するものとする。

第5条 都道府県協会が主催する大会には、その大会の開催趣旨、規模に見合った名称を冠するものとし、ブロック名およびそれを超える広域地域名を冠してはならない。

第6条 本会は、第2条各号の大会を開催する場合には、大会開催地の都道府県協会に大会の主管を依頼する。

2. 前項により大会開催の依頼を受けた都道府県協会は、次の書類を本会に提出する。

- (1) 大会要項案
- (2) 大会運営企画書案（役員、審判員、会場、宿泊計画等が記載されたもの）
- (3) 予算書案

3. 本条により大会を主管した都道府県協会は、大会終了後すみやかに次の書類を本会に提出し、大会の結果を報告する。

- (1) 大会競技記録
- (2) 決算書

第3章 大会の実施

第7条 大会要項には次の事項を記載する。

- (1) 大会の名称
- (2) 主催団体名
- (3) 主管団体名
- (4) 後援・協賛団体があるときは後援・協賛団体名
- (5) 開催日時
- (6) 開催地・会場名
- (7) 競技種目
- (8) 競技方法
- (9) 参加資格
- (10) 表 彰
- (11) 申込方法
- (12) 申込締切期日
- (13) 参加料および払い込み方法
- (14) 競技中の事故に対する保険の有無

第8条 次の各号の大会の開催にあたっては、それぞれ当該各号の表に定める大会役員を置くことができる。その場合、当該大会役員には、それぞれ同表に定める者またはこれに準ずる者が就任する。

(1) 全日本選手権大会

大会役員	役員就任者
①大会名誉顧問	本会名誉顧問、顧問他
②大会顧問	本会顧問他
③大会会長	本会会長
④大会副会長	本会副会長
⑤大会委員長	本会専務理事
⑥大会副委員長	本会役員、主管協会会長他
⑦大会委員	本会役員他
⑧大会参与	各都道府県協会代表者
⑨運営委員長	本会役員、事務局長
⑩運営副委員長	指導委員会委員長、主管協会理事長
⑪総務委員長	本会役員、事務局員
⑫競技委員長	指導委員会指導部会長
⑬審判委員長	指導委員会審判部会長
⑭総務・競技・審判委員	事務局員、指導委員会委員他

(2) ゴールド大会、ブロック大会等

大会役員	役員就任者
①大会名誉会長	本会会長
②大会名誉副会長	本会副会長他
③大会名誉顧問	開催地首長他
④大会顧問	本会役員、ブロック内協会役員他
⑤大会会長	主管協会会長
⑥大会副会長	ブロック内協会会長
⑦大会参与	本会役員、ブロック内協会役員他
⑧大会委員長	主管協会理事長
⑨大会副委員長	ブロック内協会理事長他
⑩大会委員	本会指導委員会委員、ブロック内協会役員他
⑪運営委員長	主管協会役員
⑫運営副委員長	主管協会役員・委員
⑬総務委員長	〃
⑭競技委員長	〃
⑮審判委員長	〃
⑯総務・競技・審判委員	主管協会委員、ブロック内協会各委員

2. 次の各号の大会の開催、運営等に関する事項は、その都度本会与当該団体が協議のうえ決定する。

- (1) 本会と他団体等との共同主催大会
- (2) 本会が後援する大会
- (3) その他の大会

第9条 大会会長は、大会を総括し、代表する。

2. 大会副会長は、大会会長を補佐する。
3. 大会委員長は、大会の運営を統轄するとともに、運営実務の最終的な決定をする。
4. 大会副委員長は、大会委員長を補佐する。
5. 大会委員は、大会委員長の業務を分担し、執行する。
6. 運営委員長は、総務、競技、審判部門を掌握する。また、必要に応じて、大会委員長と協議する。
7. 運営副委員長は、運営委員長を補佐する。
8. 総務委員長は、大会の競技に関する事項以外の業務を掌握する。また、必要に応じて、運営委員長と協議する。
9. 競技委員長は、大会の競技運営のうち、審判に係る事項以外の業務を掌握する。また、必要に応じて、運営委員長と協議する。
10. 審判委員長は、大会の競技運営のうち、審判に係る業務を掌握する。また、必要に応じて、運営委員長と協議する。

第10条 審判法は、この規程に定めるもののほか、バウンドテニス公認指導員・公認審判員必携書の審判法による。

第11条 審判員は、審判委員長、審判副委員長、主審および副審により構成される。

第12条 大会の審判員は、本会公認審判員の資格を有していなければならない。

2. 大会の審判員は、原則として、大会の出場競技者以外の者で、主催者が指名した者があたる。ただし、その大会要項により、相互審判、敗者審判等を採用した場合はその規定に従う。
3. 判定の公平性および公正性の観点から、登録選手の一親等以内の親族であること、同一加盟団体に所属していること、選手強化を担当していることなど、競技大会審判員として選考することが相当でないと考えられる場合には、競技大会審判員として選考しないものとする。
4. 前項に該当する場合であっても、当該登録選手が参加しない種目あるいは試合の競技大会審判員として選考することができる。

第13条 競技者が自己の出場すべき試合に出場しない場合（アナウンス後5分を経過してもコートに入らないときおよび審判員がそれとみなしたときを含む。）は、主審はこれを棄権とみなし、相手方の勝ちを宣する。

2. 試合中に競技者が病気その他の事故のため競技を続行することができないときは、主審はこれを棄権とみなし、相手方の勝ちを宣する。

第14条 競技者は、試合が開始されてから終了するまで、コーチ・監督または応援者と競技上等の打ち合わせをしてはならない。

第15条 競技者は、やむを得ない理由により主審の許可を得たときの他は、試合終了するまでコートを離れて競技区域を出てはならない。なお、ここにいう競技区域とは競技に専用される一定の区域を指し、競技役員・委員、観客、選手席などと区別された区域をいう。

第16条 試合中の停電、火災、地震などの不可抗力の事故のため試合の続行が不可能となった場合は、大会委員長の判断により、次の措置をなす。

- (1) 一定の時間を経過すれば競技が続行できると見込まれるときは、競技が中止された時点の試合の得点で再開する。
- (2) 長時間または競技当日中続行不可能であると見込まれるときは、大会委員長は試合の打ち切りを命じ、その試合の記録を無効とする。
- (3) チーム戦においては、前各号のいずれにおいても、試合再開に際し、オーダーは変更できない。

第4章 補 則

第17条 この規程施行前から定期的に開催されている大会であって、その名称、規模、開催要領等がこの規程に抵触するものについては、本会が個別に決裁する。

第18条 この規程に定めのない事項については、理事会で決める。

付 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

沿 革

平成12年	8月	1日	制定
平成22年	6月	19日	改定
平成30年	3月	10日	改定
令和4年	4月	1日	改定